

(諮問第101号)

自己情報(住民票関係請求書)の一部不開示処分に係る審査請求に対する個人情報
保護及び情報公開審査会の答申

1 審査会の結論

住民票関係請求書について、不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

(1) 本件審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成31年1月22日、渋谷
区個人情報保護条例(以下「条例」という。)18条1項の規定に基づき、条例
の実施機関である渋谷区長(以下条例の実施機関である場合は「実施機関」と、
それ以外の場合は「区長」という。)に対し、以下の文書の開示請求を行った。

① 住民票関係請求書(平成29年4月1日～平成31年1月22日)

② 印鑑登録証明書交付申請書(平成29年1月1日～平成31年1月22日)

(2) 実施機関は、平成31年2月5日付けで可否決定期間を同年3月8日まで延
長する決定をし、請求人に通知した。

(3) 実施機関は、平成31年3月5日付けで上記開示請求に対して、① 住民票
関係請求書6通、② 印鑑登録証明書交付申請書2通の8点の文書を特定した
うえで、一部開示の決定を行い、同日付けで請求人に通知した。

請求に応じられない部分及びその理由は次のとおりである。

(i) 住民票関係請求書 1通

請求者の電話番号について不開示とした。

請求者の電話番号については、開示することにより、第三者の権利利益
を侵害するおそれがあるため(条例18条3項4号該当)。

(ii) 住民票関係請求書 1通

請求書全体を不開示とした。

請求者の氏名等の情報を含め開示することにより、第三者の権利利益を
侵害するおそれがあるため(条例18条3項4号該当)。

- (4) 請求人は、平成31年3月12日、開示請求を行った文書のうち請求書全体が不開示となった住民票関係請求書1通について、「不正請求ではなかったという確認がしたい」との理由から、区長に審査請求を行った。
- (5) 令和元年5月9日付けで、実施機関が弁明書を提出した。
- (6) 令和元年5月20日付けで、区長から条例に基づく諮問を受けた。(諮問第101号)
- (7) 令和3年8月23日、実施機関からの意見聴取が実施された。
- (8) 令和3年8月23日以降、審査会において本諮問案件について審査が行われた。

3 審査会の判断

請求人は、審査請求書の「4 審査請求の理由」において、請求書全体が不開示となった住民票関係請求書1通（以下「本件請求書」という。）について、「不正請求ではなかったという確認がしたい」との理由からその開示を求めているので、本件請求書の請求者の氏名等の情報を含め本件請求書を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、条例18条3項4号に該当するののかについて検討する。

まず、審査会において本件請求書を見分したところ、本件請求書は、住民基本台帳法12条の2の規定に基づき、国又は地方公共団体の機関が交付を請求したものであることが確認された。

また、実施機関が、本件請求書の請求者である国又は地方公共団体の機関（以下「本件行政機関」という。）に条例22条の2第1項の規定に基づき、開示に関する意見書を提出する機会を与えたところ（なお、弁明書では、条例22条の2第2項の規定に基づき意見照会した旨記載されているが、実施機関への意見聴取において、これは「1項」の誤記との説明があった。）、本件行政機関からは、本件請求書の開示は、本件行政機関の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあること、及び同種様式の請求書が本件行政機関からの請求であるこ

とが明らかとなるおそれがあるため請求書の様式を含め本件請求書を開示すべきではない旨の意見が表明されていることが、本件行政機関の平成31年2月12日付け「開示等の決定に係る意見書」（以下「本件意見書」という。）により確認された。

本件請求書を見分の上検討した結果、本件においては、本件行政機関名を含む本件請求書を開示することにより、法令によって定められている本件行政機関の業務遂行の利益を侵害するおそれがあることが認められるので、本件請求書が条例18条3項4号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、本件行政機関の意見のとおり、請求書の様式を開示すると同種様式の請求書が本件行政機関からの請求であることが明らかとなるおそれがあることを勘案すれば、条例18条4項には該当しないと判断することが相当であり、本件請求書の一部ではなく全体を不開示とした実施機関の判断も妥当である。

以上により、当審査会は、本件の審査請求について表記のとおり結論するものである。

令和3年10月18日

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会

石川 健治（会長）

府川 繭子

藤ヶ崎 隆久

松居 智子

松村 雅生